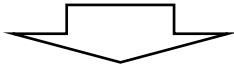


人・農地など関連施策の見直しについて

「人・農地など関連施策の見直しについて（取りまとめ）」 〈5月25日農林水産省公表〉	対応方向
1 総論 我が国において、高齢化・人口減少が本格化する中で、農業者の減少や耕作放棄地の拡大がさらに加速化し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される。 今後、食料の安定供給の確保と食料自給率の向上を図りつつ、輸出の促進、コメから高収益作物への転換、スマート農業の実装、マーケットインによる生産・販売、環境と調和のとれた生産など、農業の成長産業化や所得の増大を進めていく上で、生産基盤である農地について、健全性を図りながら、持続性をもって最大限利用されるようにしていくことが必要である。	
2 人・農地プラン (1) 人・農地プランについて、ルールとして継続的に取り組むべきものとし、法定化を含めて位置付け、地域住民への理解の浸透を図る。	○ 人・農地プランを、市町村が策定する計画として法定化 

「人・農地など関連施策の見直しについて（取りまとめ）」 ＜5月25日農林水産省公表＞	対応方向
(2) 人・農地プランにおいて、「農地を将来にわたって持続的に利用すると見込まれる人」として、多様な経営体等（継続的に農地利用を行う中小規模の経営体、作業・機械を共同で行う等しつつ農業を副業的に営む半農半Xの経営体など）を、認定農業者等とともに積極的に位置付け、その利用を後押しする。 (3) 人・農地プランについて、現場で取り組みやすい環境を整備しつつ、地域で、それぞれの状況を踏まえ、農地を具体的にどのように利用・活用していくのか、農業生産をどのようにしていくのか等を話合った上で、農地の集約化に重点を置いて、地域が目指すべき将来の具体的な農地利用の姿（「目標地図」）を明確化する。	○ 市町村は、既存の地域協議会（地域農業再生協議会等）の場も活用しつつ協議の場を設け、農業者・農業委員会・農地バンク・農協・土地改良区等とともに、需要に応じた生産など地域の農業の将来の姿について話し合い ○ 例えば、次のような事項について、水田フル活用ビジョンや地域の土地改良事業の計画等との整合性を図りつつ、地域農業をどのように振興していくのかという観点に立って協議 ・地域の所得向上の観点から、どのような作物を生産するか（米から野菜・果樹への転換、輸出向け農作物の生産、有機農作物の導入等） ・今後も農地として利用するエリアをどう設定するか ・農地をどう利用していくのか ○ これを踏まえて、市町村は、地域の将来の農業のあり方、将来の農地の効率的・総合的な利用の目標（「目標地図」を含む。）等を盛り込んだ人・農地プランを策定 その際、必要に応じて、地域の土地改良事業の計画で定めた農地の大区画化等を踏まえたプランとする必要 ○ 人・農地プランは、地域の農業・農地利用のマスタープランとなるものであり、その策定及び策定後の周知に係るプロセスにおいて、市町村が農業委員会、農地バンク、農協、土地改良区等の関係機関と連携して、農業者を始め地域住民への理解を十分促進する必要 

「人・農地など関連施策の見直しについて（取りまとめ）」 ＜5月25日農林水産省公表＞	対応方向
	○ 市町村は、人・農地プランの中で、集落の農地について「目標地図」を作成（3年程度の周知・作成期間を設定） ○ 「目標地図」は、10年後に目指すべき農地の効率的・総合的な利用の姿を明確化する地図として、農地の集約化等に関する基準に適合するよう作成 これは、農地の集約化に重点を置いて、生産の効率化等に向けた利用関係（農作業受委託を含む）の再構築を通じて目指す具体的な農地の効率的・総合的な利用の姿を表したもの（各農地について、認定農業者、多様な経営体、サービス事業者等の利用者を明確化） ○ 地図の作成時に受け手が直ちに見つからない等最終的な合意が得られなかった農地については、作成後も随時調整しながら反映 ○ 目標地図が円滑に作成されるよう、集落における話し合い等を支援するとともに、毎年、農家負担ゼロの基盤整備事業・地域集積協力金等の予算で後押しするほか、一定の予算に関し目標地図の作成と関連付け

「人・農地など関連施策の見直しについて（取りまとめ）」 〈5月25日農林水産省公表〉	対応方向
	○ 農業委員会は、地域内の農地の出し手・受け手等の情報を収集し、農地バンク等の関係機関とワンチームとなって、「目標地図」の原案を作成し、市町村が最終的に決定 〔地域内に受け手が不足する場合、農地バンクによる地域外の受け手候補の情報等を活用〕 ・ 農業委員会は、eMAFF 地図（農地ナビ）に、タブレットを用いたアンケートで収集した出し手・受け手の意向を反映させ、現状地図を作成 ・ 出し手・受け手との調整は推進委員等が実施（事務局は調整をサポート） ・ 農地バンクの現地コーディネーターを増員し、地域外の受け手候補の情報等を農業委員会に提供するなど、農業委員会による現状地図の作成に協力 ・ 現状地図を基にして、農業委員会が、市町村・農地バンクと協力して、eMAFF 地図を活用し、目標地図の原案を作成 ・ 地域の内外から受け手候補を広く探して調整できる仕組み等の整備（タブレット等により把握した出し手・受け手情報のデータベース化） ○ 国において、目標地図作成の進捗状況や、先進的な作成の取組事例等を公表し、各市町村における目標地図の作成を促進

「人・農地など関連施策の見直しについて（取りまとめ）」 〈5月25日農林水産省公表〉	対応方向
3 農地バンク等 (1) 農地バンク、都道府県、農業委員会、市町村等の関係機関の活動について、 ① 人・農地プランの「目標地図」の実現に向けて、 ② 農地バンクを軸として、農業委員会が現場で収集した農地情報等を踏まえ、それぞれの明確な役割分担の下、 ③ 共通の具体的方針に基づいて、ワンチームとなって、関係機関の側からの働きかけ等を行い、体系的に貸借等を進めるといった能動的アプローチへと転換する。 (2) 農地の貸借を促進するルートは、農地バンクを経由する手法を軸とするなど、地域の農地について、「目標地図」の実現に向けた貸借を、農作業受委託も含め、強力に促進する措置を講ずる。 この場合の農地バンクによる貸借の運用を抜本的に見直す。	○ 今後、関係機関は、地域の共通の目標である「目標地図」の実現に向けて、ワンチームとなって現場への働きかけ等を推進していく必要。とりわけ農業委員会が果たす役割は重要 ○ 目標地図を実現するには、個々の要望に応じた相対の貸借では困難であり、公的主体の計画は、地域全体で農地の利用関係を再構築する手法に統合することが必要 〔これとは別に、出し手・受け手本人が農地法の許可を得て相対の貸借を行う仕組みは、引き続き存置〕 ○ 農地バンクを経由する手法は、分散している農地をまとめて借り受けて、農家負担ゼロの基盤整備（適用事業を拡充予定）等を通じて、一団の形で転貸し集約化の実現を可能にするため、地域集積協力金も活用し、農地バンク経由の転貸（農作業受委託を含む）を集中的に実施

「人・農地など関連施策の見直しについて（取りまとめ）」 〈5月25日農林水産省公表〉	対応方向
(3) 地域の内外から受け手候補を広く探して調整できる仕組み及び都市部等に居住する相続人が引き継いだ農地を安心して委ねられる仕組みを構築する。	○ 併せて、農地の効率的・総合的な利用を図るため強力に貸借を推進する必要がある場合の措置も検討 ○ また、農地バンクが、目標地図内の農地を、遊休農地・所有者不明農地も含め、幅広く引き受けるよう、その運用を見直し ○ 地域の内外から受け手候補を広く探して調整できる仕組み等の整備（タブレット等により把握した出し手・受け手情報のデータベース化）
4 人の確保・育成 (1) 市町村が人・農地プランの策定に注力し、「目標地図」の実現に向けた具体的な人の位置付けを担う一方、地域の内外から広く人を確保しなければならない状況等を踏まえ、都道府県が中心となって、市町村等と連携して、伴走機関（農業に関する団体等）のサポートの下、人の確保と育成について方針の策定等を行う。	○ 人の確保・育成について、都道府県が、地域における取組や伴走機関を含めた体制整備に関する方針を策定して実施するとともに、これに即した市町村や農協等の伴走機関の積極的な取組を推進

「人・農地など関連施策の見直しについて（取りまとめ）」 〈5月25日農林水産省公表〉	対応方向
(2) 新規就農 ① 都道府県が中心となって、市町村等と連携して、伴走機関のサポートの下、新規就農の確保・育成について方針の策定等を行い、農地の取得、機械・施設の導入や販路の確保などのきめ細かな支援を実施する。 ② 若者等の農業への一層の呼び込みと定着を図るため、農業の魅力の発信を行うとともに、別途、幅広い層の意見を聞く場を設ける。 (3) 集落営農について、法人化に加え、機械の共同利用や人材の確保につながる広域化、経営の多角化や高収益作物の導入など、それぞれの状況に応じた取組を促進する。 (4) 地域を越えた広域での人材のマッチングや関係機関によるサポートなど、第三者継承等を計画的に進めるための仕組みや支援体制を整備する。	○ 地域における人の確保・育成方針に即した、新規就農者の経営開始時の資金や機械・施設の導入等への支援、伴走機関等による研修向け農場の整備、農地の取得や技術・販路確保等のサポート、農業の魅力の発信等の取組を支援 ○ 集落営農の活性化に向け、ビジョンづくり、人材の確保、高収益作物の導入や加工・販売の実施、機械の共同利用等の取組や、それらの取組をサポートする都道府県、市町村、伴走機関等を支援 ○ 都道府県が、就農希望者への情報提供や就農相談等の就農サポート、円滑な経営継承に向けた伴走機関や専門家による支援等の経営サポートを行う体制を整備

「人・農地など関連施策の見直しについて（取りまとめ）」 ＜5月25日農林水産省公表＞	対応方向
5 持続的な農地利用を支える取組の推進 (1) 今後、人・農地プランの「目標地図」の実現に向け、農業支援サービス事業体について、プランに位置付けることも含め、その活動の活発化を図る。 (2) 農協の農作業受託の取組を、質・量ともに組合員や地域の期待に応えられるようにし、より多くの農協が農業経営に取り組みやすいようにするとともに、複数の農事組合法人間の連携を深めやすくする。 (3) 産地間連携等による労働力調整を促進するとともに、激化する人材獲得競争の中で、他産業並の労働環境等により、農業に携わる者を確保する観点から、別途、働きやすい労働環境づくりのあり方を検討する場を設ける。	○ 目標地図において、各農地について、認定農業者、多様な経営体、サービス事業体等の利用者を明確化 これらの者が目標地図の実現に向けて生産の効率化等に取り組む場合、制度資金で後押しする（公庫資金・農業近代化資金）とともに、必要な農業用機械・施設の導入を支援 ○ 農協が、目標地図の実現に向け、組合員のみならず組合員以外の期待にも応えて行う農作業受託を促進。また、農協が農業経営を行いやすくするため、組合員の書面による同意の手続を緩和 農協の子会社等の農業法人による複数の農事組合法人の事業運営への参画も促進 ○ 繁忙期の異なる産地間の調整等による伴走機関等の労働力確保の取組を推進するとともに、働きやすい労働環境づくりのあり方等についての検討会を立ち上げ

「人・農地など関連施策の見直しについて（取りまとめ）」 ＜5月25日農林水産省公表＞	対応方向
6 農村における所得と雇用機会の確保 (1) 中山間地域等直接支払制度において、第5期対策（令和2年度～）から導入した「集落戦略」がより実践的になるような方策を検討するとともに、集落機能強化等を後押しする加算措置の更なる活用を推進する。 (2) 大規模な経営が困難な中山間地域においては、地域の特性を活かした複合経営等の多様な農業経営に係る施策の充実を図る。 (3) 農山漁村の担い手として、農業以外の事業にも取り組む農業者（半農半X）など、多様な形で農山漁村に関わる者の参入を促進するため、今後は、 ① 農泊、農福連携、ジビエをはじめとする農山漁村のあらゆる地域資源をフル活用した取組 ② 農業者だけでなく、地域の多様な主体が一体となった取組 ③ 「農村地域づくり事業体（農村RMO）」による取組 等、地域資源をフル活用して事業展開することにより、所得確保手段の多角化が図られるよう、6次産業化を「農山漁村発イノベーション」に発展させる。	○ 中山間地域等直接支払制度において、小規模集落協定等を含めた地域コミュニティ全体として、集落機能を維持・強化する取組に加算措置等を活用 ○ 中山間地域において複合経営を推進するため、地域ごとの実践モデルなど優良事例の横展開を推進 ○ 地域資源をフル活用した「農山漁村発イノベーション」を推進するため、多様な地域資源を活用した商品・サービスの開発等の推進や、専門家派遣などを実施 ○ 農山漁村地域において、多様な人材の参画を進めるため、 ① 農繁期の手伝い等農山漁村での様々な活動に、都市部等からの多様な人材が関わる機会を創出する取組 ② 多様な人材の受け皿として、地域住民が一体となって、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う農村型地域運営組織（農村RMO）の育成を推進

「人・農地など関連施策の見直しについて（取りまとめ）」 <5月25日農林水産省公表>	対応方向
(4) 農山漁村発イノベーションの担い手として、令和2年度からスタートした「特定地域づくり事業協同組合」の仕組みや、「労働者協同組合」の仕組みを活用した人材マッチング等を推進する。 (5) 農山漁村発イノベーションや地域コミュニティ形成の場合等、農山漁村の活性化に必要な施設の整備を行う場合には、農業上の土地利用との調和を図りつつ、迅速な手続を進めることを可能とする。	○ 「特定地域づくり事業協同組合」や「労働者協同組合」の更なる周知に加え、農山漁村での様々な活動に、都市部等からの多様な人材が関わることを創出する機会を創出する取組を推進 ○ 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（農山漁村活性化法）において、地方自治体が活性化計画を策定し、農山漁村発イノベーション等、農山漁村の活性化に必要な施設の整備等を行う場合には、農地転用手続等の迅速化を図る仕組みを導入

「人・農地など関連施策の見直しについて（取りまとめ）」 ＜5月25日農林水産省公表＞	対応方向
7 安全・安心な生活環境の確保 (1) 中山間地域等を中心に、 ① 農村集落における地域資源の保全管理・活用に係る将来の方向性や取組についての合意形成と、それに基づく共同活動の推進 ② 複数の農村集落の機能を補完する農村RMOの育成等、地域資源の最適配分を図りつつ、効率的に農村地域を運営するための仕組みを構築する。 (2) 地域づくりに係る人材・ノウハウに関する支援や、既存の集落営農組織が農作業の共同化や農地の保全等に加えて事業の多角化を図る場合の支援を行う。 (3) 国土交通省等と連携し、流域治水対策を推進するとともに、ため池等の豪雨対策を速やかに実施できることとする。	○ 中山間地域等の効率的な運営に必要な仕組みを構築するため、 ① 農村型地域運営組織（農村RMO）の形成に向けた計画作成、実証等の地域の取組を後押し ② 農山漁村活性化法において、地域の多様な関係者が連携して農用地の保全や生活支援等に取り組もうとする場合、当該関係者で構成される団体がJAや農業委員会、土地改良区等の地域の関係者と連携しつつ、活性化計画の作成を地方自治体に提案できる仕組みや、農振除外や農地転用、農地の権利移転に係る手続の迅速化を図る仕組みを導入 ○ 地域づくり人材研修の取組の強化を図るとともに、集落営農組織が農村型地域運営組織（農村RMO）に発展する取組等を促進 ○ 流域治水対策を推進するため、農業用ため池等の有効活用や、田んぼダムに取り組むための合意形成等を支援 ○ 土地改良法において、国又は地方自治体が、農業者の費用負担や同意を求めずに農業用ため池や排水機場等の地震対策を実施できる仕組みを、豪雨対策にも適用

「人・農地など関連施策の見直しについて（取りまとめ）」 ＜5月25日農林水産省公表＞	対応方向
(4) 総務省と連携し、農村地域の情報通信環境の構築に係るガイドラインを作成し、光ファイバ、無線基地局等の整備等を推進する。 (5) 集落・自治体が描く農村のグランドデザインに沿って、関係府省と連携しつつ、生活インフラのほか、地域医療や生活交通等のネットワークにも配慮し、「小さな拠点」を整備するとともに、域内で財・サービスが循環する仕組みの構築を推進する。	○ 農村地域の情報通信環境の構築に向けて、官民で連携してノウハウの横展開等を図りつつ、個々の現場条件に応じた計画策定や施設整備を推進 ○ 農村地域に住み続けられる条件を整備するため、 ① 生活インフラ・生活サービスが受けられる環境の整備を関係府省と連携して推進 ② 農山漁村活性化法において、地方自治体が活性化計画を策定し、地域コミュニティの形成の場等、農山漁村の活性化に必要な施設の整備等を行う場合には、農地転用手続等の迅速化を図る仕組みを導入

「人・農地など関連施策の見直しについて（取りまとめ）」 ＜5月25日農林水産省公表＞	対応方向
8 農地の長期的な利用 (1) 受け手のいない農地について、食料の安定供給のための農地の確保を前提として、長期的な視点を踏まえ、 ① 有機栽培や放牧、鳥獣緩衝帯など、農地や土壌についての持続可能な利用を図るために必要な施策 ② 関係者が話し合いを通じて地域の土地利用を提案できる仕組み ③ 農地集積・集約化の加速や持続可能な土地利用に資する農地・農業水利施設の整備等に対する農家負担の軽減を含む支援等を措置する。 (2) ほ場整備の実施に当たっては、権利関係の十分な調査・調整や財産管理制度の有効活用を図るとともに、粗放的管理などに関する地域内の話し合いを踏まえて、計画を策定する。	○ 受け手のいない農地について、地域の関係者の話し合いを促進し、持続可能な利用を図るため、 ① 農山漁村活性化法において、農用地の保全を図る事業（放牧等の粗放的管理、鳥獣緩衝帯の整備、林地化等）等を実施しようとする農林漁業団体等がJAや農業委員会、土地改良区等の地域の関係者と連携しつつ、活性化計画の作成を地方自治体に提案できる仕組みや、農地転用手続等の迅速化を図る仕組みを導入 ② これと併せて、地域の農業者等の意向を踏まえ、市町村による土地の詳細な用途（有機農業、放牧等）の指定を可能とする仕組みを導入 ○ 土地改良法において、農地バンクが一定のまとまりで借り受けた農地について、都道府県が、農業者の費用負担や同意を求めずに区画整理を実施できる仕組みを、農業水利施設等の整備にも適用 ○ ほ場整備の計画は、農地の粗放的管理等に関する地域内の話し合いを踏まえて策定することとし、また、権利関係の調査・調整等の支援を拡充

「人・農地など関連施策の見直しについて（取りまとめ）」 〈5月25日農林水産省公表〉	対応方向
9 農村をサポートする人材の育成 (1) 令和3年度から開始された、地方自治体職員等を対象とした地域サポートの担い手となる「地域づくり人材」を養成する「農村プロデューサー養成講座」について、講座修了生同士で支え合いながら活動できる環境を整備するためのネットワークを構築する等、その更なる充実を図る。 (2) 専門的な知識を有する人材の活用も含め、市町村を超える範囲もカバーする中間支援組織など、関係府省と連携しながら自治体等に対する広域的なサポート体制を構築するための施策を講ずる。	○ 「農村プロデューサー養成講座」について、講座修了生等のネットワークを構築するとともに、更に取組を強化し、全国展開 ○ 自治体等を広域的なサポート体制により支援するため、 ① 関係府省とも連携して農村型地域運営組織（農村RMO）の形成をサポートする体制を構築 ② 都道府県段階で専門家派遣等を行うサポートセンターを設置

「人・農地など関連施策の見直しについて（取りまとめ）」 ＜5月25日農林水産省公表＞	対応方向
(3) 小規模な基盤整備を円滑に実施することができるよう、市町村や土地改良区を土地改良事業団体連合会がサポートする仕組み等を構築する。 (4) 関係省庁・機関等の地方創生施策と連携を図りつつ、農業への関心層を獲得するため、 ① 農産物の購入、農山漁村旅行、ユニバーサル農園での農業体験等を通じた「農村ファン」づくり ② 農村における多様な関わりを希望する人材を募り、JAグループ等とも連携し、そうした人材を必要とする農村とマッチングする機能の構築 ③ 都市農地や農業への都市住民の理解の醸成等を推進する。	○ 土地改良法において、土地改良区等が行う防災・減災対策や小規模な基盤整備を資金面・実施面でサポートできるよう、土地改良事業団体連合会の業務に、 ① 防災・減災対策等について、借入金により資金を調達し、土地改良区等へ交付すること ② 小規模な基盤整備について、土地改良区等から委託を受けて工事を実施することを追加 ○ 土地改良法において、小規模な土地改良区が、集落と共同で農業水利施設の管理等を行える法人に組織変更できる仕組みを導入 ○ 農業への関心層を獲得するため、 ① 農繁期の手伝い等農山漁村での様々な活動に、都市部等からの多様な人材が関わる機会を創出する仕組みを構築 ② 多世代・多属性の人々が交流・参加する場である「ユニバーサル農園」の導入を推進

「人・農地など関連施策の見直しについて（取りまとめ）」 〈5月25日農林水産省公表〉	対応方向
10 関係府省等と連携した仕組みづくり （１）既存の施策では対応が難しい新たな政策課題が抽出された場合には、関係府省と連携して、新たな施策を検討する。 （２）地方自治体や地域の農業者等の事務負担の軽減を図るため、事務手続書類の簡素化、デジタル技術の活用等を図る。	○ 農村地域の課題解決に当たっては、必要な取組について引き続き関係府省との情報交換を密に行い、施策を結集させて対応 ○ 農村型地域運営組織（農村RMO）の形成等に関しては、関係府省とも連携して効果的に推進 ○ 地方自治体や農林漁業者等、補助金の活用時等の事務負担の軽減を図るため、事務手続の簡素化、電子申請等を推進
11 今後の進め方 今回の見直し方向に基づき、来年の通常国会に必要な法律案を提出することを念頭に、農業現場等の意見や懸念を踏まえつつ、具体的な内容等について検討し、年内を目途に関連施策パッケージをとりまとめる。	